

横浜のコミュニティのこれまでとこれから

2009年12月17日 名和田是彦 (法政大学)

1 講演の趣旨

2 高度成長後に始まった日本のコミュニティ政策と横浜市の状況

- (1) ヨーロッパでも行政サービスの高度化の受け皿づくりのために合併が進行、これに伴って旧合併市町村を自治の単位として位置づける都市内分権の試みが展開。

【「都市内分権」あるいは「自治体内分権」とは？】

合併に伴って、役所が遠くなる不便と、民主主義が薄くなる不都合とを克服するために、

1. 大規模化した自治体の区域を改めていくつかの地区（旧合併市町村のエリアであることが多い）に区分し、
2. そこに役所の出先を置き（日本では、コミュニティ・センターなどの拠点施設であることも多い）、
3. それに住民代表的組織（ヨーロッパの場合は選挙制、日本では自治会・町内会をはじめとする地域の諸団体の代表からなるとすることが多い）を置く

仕組みである。

- (2) 高度成長に伴う都市化の諸矛盾への対応として日本ではコミュニティ政策が取り組まれ始める。1980年代は、身近なコミュニティ・センター整備とその住民による管理運営が定番に。

- (3) 横浜市は爆発的な人口膨張に見舞われ、コミュニティへの政策的な手を打つ余裕がなかった。この中で、住民は自治会・町内会を中心に地域を守り、また行政も余力がない中でも様々な工夫をした。横浜の自治会・町内会高加入率や独特な市民活動文化はこれによって培われてきた。

3 1980年代末の「横浜市コミュニティ行政研究会」と地域施設の配置・管理運営

- (1) コミュニティへの政策的着眼が可能な状況に

- (2) 注目すべき取組みの発掘・発見

4 1990年代バブル崩壊後の日本のコミュニティ政策

- (1) 切実な生活課題に取り組むコミュニティ組織を設立。「協働」のための組織づくりが進行。(日本型都市内分権)
- (2) ヨーロッパの苦闘
- (3) 横浜市のパートナーシップ推進モデル事業と3局トライアングル
- (4) 今世紀に入ってから自治会加入率の全国的低下

5 横浜市の地域福祉計画と地域まちづくり推進条例

- (1) グッドタイミングの社会福祉法改正。地域福祉計画、特に地区別計画への取り組みにより、はじめてコミュニティへの政策的な着眼の機会が生じた。
- (2) いえ・みち まち改善事業から地域まちづくり推進条例と、ハードのまちづくり分野でも、コミュニティを政策的に位置づけるツールが展開してきた。ヨコハマ市民まち普請事業も、これを促進するユニークな取組みである。

6 都市内分権的取組み

- (1) 身近な地域・元気づくり
- (2) 泉区の地区経営委員会
- (3) 大都市制度検討委員会

7 横浜市のコミュニティのこれから

- (1) 「小地域」を組織化することの必要性
- (2) 活動資金をどう工夫するか
- (3) 若い世代にも目を向け、新しいコミュニティ組織を媒体に、自治会などの民間組織も活性化
- (4) 「公共の場」の再建で、顔の見えなかった人たちと顔の見える関係「づくり」を